

安全・安心・快適な交通社会の実現について



警 察 本 部

交通関係データの全国比較

区分	比較	全国	兵庫県 (全国順位)	備考
人口 (令和6年10月1日)	(千人)	123,802	5,337 7位	総務省調
車両台数 (令和7年12月末)	(台)	91,544,531	3,497,668 9位	国土交通省調
道路実延長 (令和6年3月末)	(km)	1,231,332.8	36,921.0 11位	国土交通省調
免許人口 (令和8年5月末)	(人)	81,444,769	3,398,367 7位	警察庁調
人身事故件数 (令和8年4月末)	(件)	92,631	4,426 8位	警察庁、県警察本部調 兵庫県: 前年同期比－103件
死者数 (令和8年4月末)	(人)	797	43 4位	警察庁調 兵庫県: 前年同期比＋12人
人口10万人当たり (令和8年4月末)	(人)	0.64	0.81 19位	警察庁調
車両1万台当たり (令和8年4月末)	(人)	0.09	0.12 7位	警察庁調
免許人口1万人当たり (令和8年4月末)	(人)	0.10	0.13 14位	警察庁調
道路延長千キロ当たり (令和8年4月末)	(人)	0.65	1.17 5位	警察庁調

目 次

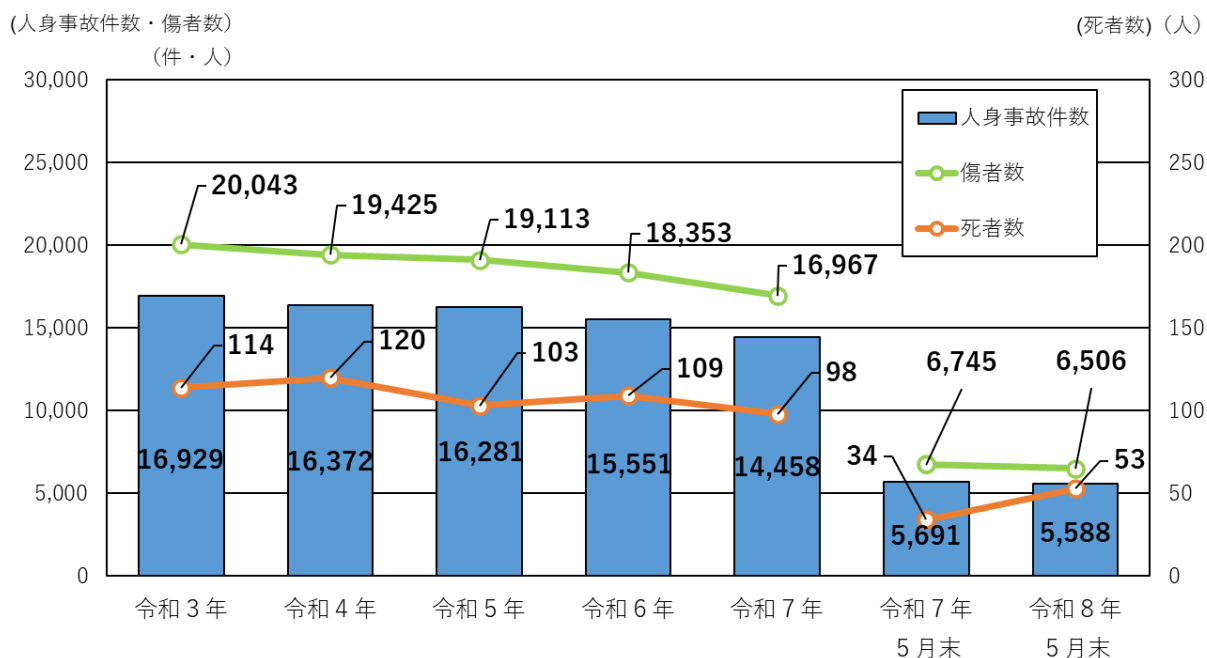
第 1 交通事故発生状況	
1 交通事故の推移（過去 5 年）	5
2 令和 8 年 5 月末の交通死亡事故の特徴	6
(1) 年齢層別の死者数	6
(2) 類型別の死者数	7
(3) 状態別の死者数	7
第 2 交通安全教育の推進	
1 子どもに対する交通安全教育	8
2 高齢者に対する交通安全教育	8
3 外国人に対する交通安全教育	8
4 自転車利用者に対する交通安全教育	9
5 企業と連携した交通安全啓発	9
第 3 運転者対策の推進	
1 運転免許保有者の状況	10
2 運転免許試験の実施状況	10
3 外国免許切替審査	11
(1) 切替審査の実施状況	11
(2) 切替審査の厳格化	11
4 運転者教育	11
5 悪質・危険運転者対策	12
6 高齢運転者対策	12
7 運転免許証とマイナンバーカードの一体化（マイナ免許証）の運用状況	12
第 4 快適な交通環境づくりの推進	
1 持続可能な交通安全施設等の整備	13
(1) 予算概況	13
(2) 交通安全施設等の老朽化	13
(3) 交通安全施設等の更新	13
ア 信号制御機	13
イ 信号柱・大型標識柱	13
ウ 道路標示	13
(4) 交通安全施設等の整備	14
ア 信号機	14
イ 信号灯器の LED 化	14
ウ 道路標識及び道路標示	14
2 主な交通規制の取組	14
(1) 通学路における安全対策	14
(2) バリアフリー対応型信号機等の整備の推進	14
(3) 生活道路における法定速度の引下げ	15
ア 概要	15
イ 広報啓発活動	15
(4) 「ゾーン 30」等の設定	15
(5) 自転車通行環境の整備	16

3	交通管制	16
4	大規模災害等に備えた取組	17
(1)	緊急交通路の事前指定及び広報	17
(2)	大規模災害に対応する交通安全施設の整備	17
第5	効果的な交通指導取締りの推進	
1	基本方針	18
2	交通指導取締りの重点	18
(1)	自転車及び電動モビリティに対する指導取締り	18
ア	自転車利用者に対する指導取締り	18
イ	電動モビリティ利用者に対する指導取締り	18
(2)	横断歩行者に関連する指導取締り	18
(3)	飲酒運転の指導取締り	19
(4)	最高速度違反の指導取締り	19
3	通学路及び生活道路における指導取締り	19
4	違法駐車対策	19
5	暴走族及び不正改造車両に対する取締り	20
(1)	暴走族に対する取締り	20
(2)	不正改造車両に対する騒音対策	20
6	いわゆる「白タク行為」に対する取締り	20
第6	交通事故事件の捜査	
1	適正かつ緻密な交通事故事件捜査	21
2	ひき逃げ事件の捜査	21
3	危険運転致死傷罪の捜査	21
4	適切な被害者支援の推進	21
第7	交通部執行隊の活動	
1	交通機動隊の活動	22
2	高速道路交通警察隊の活動	22

第1 交通事故発生状況

1 交通事故の推移（過去5年）

過去5年間に於ける県内の人身事故件数、死者数及び傷者数は減少傾向にある。
令和7年中の死者数は98人で、統計を保有する昭和22年以降で最少であった。



区分 \ 年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和7年 5月末	令和8年 5月末	増減
人身事故件数(件)	16,929	16,372	16,281	15,551	14,458	5,691	5,588	-103
指数	100.0	96.7	96.2	91.9	85.4	-	-	-
死者数(人)	114	120	103	109	98	34	53	19
指数	100.0	105.3	90.4	95.6	86.0	-	-	-
傷者数(人)	20,043	19,425	19,113	18,353	16,967	6,745	6,506	-239
指数	100.0	96.9	95.4	91.6	84.7	-	-	-

全国死者数(人)	2,636	2,610	2,678	2,663	2,547	982	988	6
指数	100.0	99.0	101.6	101.0	96.6	-	-	-

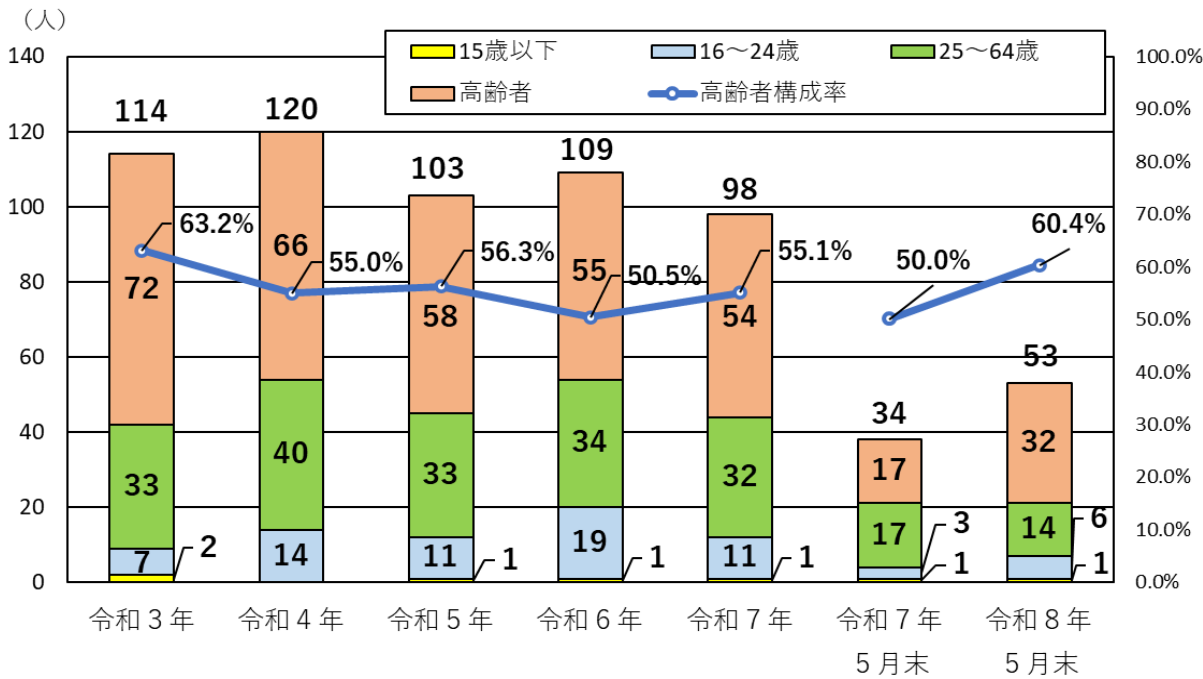
注 1 指数は令和3年を100としている。

2 「死者」とは、交通事故発生から24時間以内に死亡した人をいう。

2 令和8月5月末の交通死亡事故の特徴

(1) 年齢層別の死者数

53人の死者のうち、65歳以上の高齢者が32人で、前年同期比で15人増加しており全死者数の60.4%を占めている。

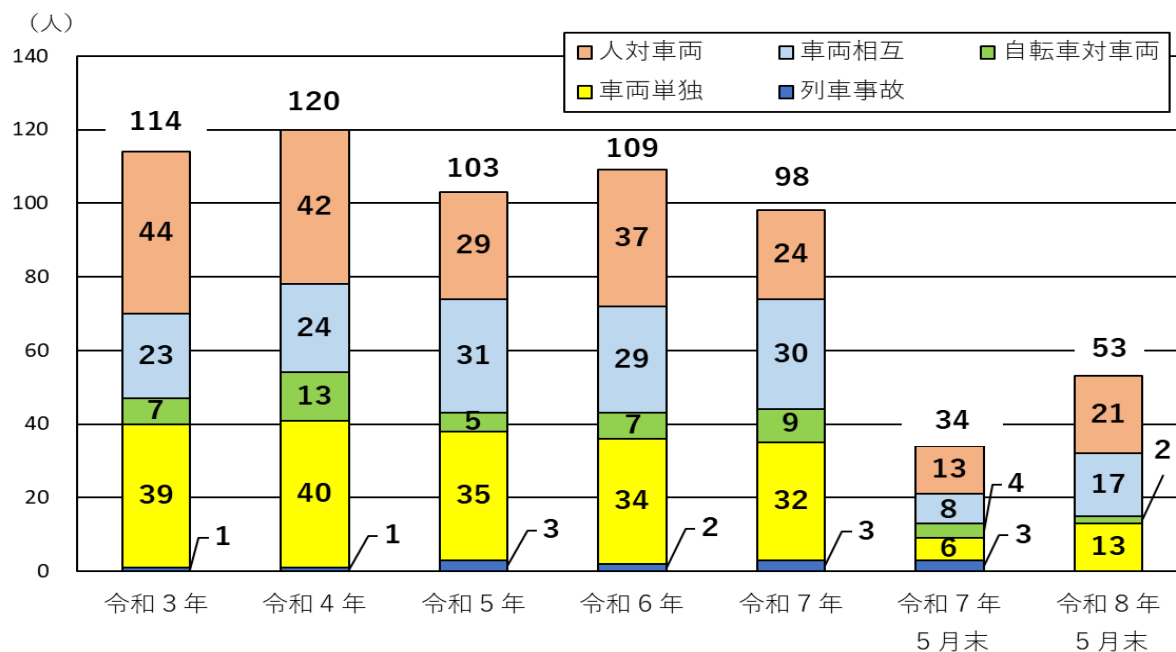


(人)

区分	年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和7年 5月末	令和8年 5月末	増 減
15歳以下		2	0	1	1	1	1	1	0
16～24歳		7	14	11	19	11	3	6	3
16～19歳		1	6	2	8	4	0	3	3
20～24歳		6	8	9	11	7	3	3	0
25～64歳		33	40	33	34	32	13	14	1
25～29歳		3	3	3	3	4	2	0	-2
30～39歳		4	9	2	3	1	1	2	1
40～49歳		11	12	10	9	9	3	4	1
50～59歳		11	11	9	11	13	5	3	-2
60～64歳		4	5	9	8	5	2	5	3
65歳以上		72	66	58	55	54	17	32	15
65～74歳		26	22	24	15	11	0	9	9
75歳以上		46	44	34	40	43	17	23	6
合計		114	120	103	109	98	34	53	19
高齢者構成率 (%)	兵 庫	63.2	55.0	56.3	50.5	55.1	50.0	60.4	
	全 国	57.7	56.4	54.7	56.8	55.9	56.2	55.8	

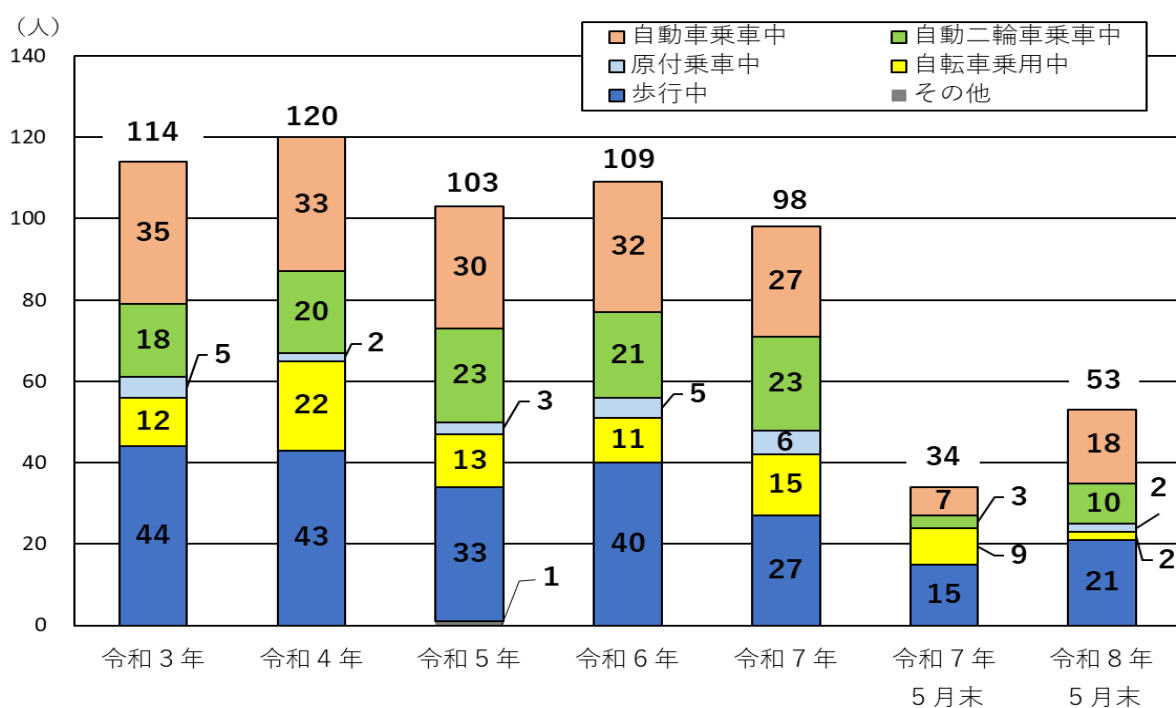
(2) 類型別の死者数

53人の死者のうち、人対車両の死者が21人で、前年同期比で8人増加し、全死者数の39.6%を占めている。



(3) 状態別の死者数

53人の死者のうち、歩行中の死者が21人で、前年同期比で6人増加し、全死者数の39.5%を占めている。



第2 交通安全教育の推進

1 子どもに対する交通安全教育

基本的な交通ルールを習得させ、安全に道路を通行することができるよう、道路の横断方法に関する実技を交えて、幼児、小学生及び中学生それぞれの発達段階に応じた交通安全教育を実施している。

【子どもに対する交通安全教育の実施状況】

年	区分	回数(回)	受講人数(人)
令和3年		2,965	242,713
令和4年		3,334	262,015
令和5年		3,889	322,648
令和6年		3,834	303,668
令和7年		3,855	307,431
令和7年5月末		1,716	136,526
令和8年5月末		1,653	129,780
増減		-63	-6,746



【幼児に対する交通安全教育状況】

2 高齢者に対する交通安全教育

高齢者宅戸別訪問活動を実施し、歩行時における反射材の活用や明るい色の服装について指導している。また、歩行者シミュレーター等を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育やシルバードライバーズスクールを実施し、加齢に伴う身体機能の変化を理解させるための教育を行っている。

【高齢者に対する交通安全教育の実施状況】

年	区分	高齢者宅戸別訪問(人)	安全教育		シルバードライバーズスクール	
			回数(回)	受講者(人)	回数(回)	受講者(人)
令和3年		187,916	3,237	61,931	65	1,051
令和4年		204,500	2,908	66,813	89	1,140
令和5年		414,410	4,001	97,371	90	959
令和6年		520,830	4,100	98,700	85	1,722
令和7年		600,621	3,864	91,648	99	1,800
令和7年5月末		311,653	1,480	35,410	32	561
令和8年5月末		275,356	1,652	41,967	24	745
増減		-33,769	172	6,557	-8	184



【高齢者宅戸別訪問活動状況】

3 外国人に対する交通安全教育

日本語学校や技能実習生を採用している企業に赴き、日本の交通ルールについての交通安全教育を実施している。また、外国語のチラシ等を作成し、レンタカー会社や空港等に設置して周知を図っている。

【外国人に対する交通安全教育の実施状況】

年	区分	回数(回)	受講人数(人)
令和5年		210	7,237
令和6年		209	7,414
令和7年		289	10,106
令和7年5月末		106	4,002
令和8年5月末		165	5,621
増減		59	1,619



【外国人に対する交通安全教育状況】

注 令和5年から統計を開始している。

4 自転車利用者に対する交通安全教育

自転車の安全利用に向けて、自転車シミュレーターを活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を推進するなど、ライフステージに応じた交通安全教育を実施している。

また、小学生、中学生、高校生や外国人を対象に自転車の安全利用に向けた「兵庫県警察自転車セーフティープロジェクト（通称：チャリプロ）」を推進し、自転車の交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図っている。

【自転車教育の実施状況】

年	区分		自転車シミュレーター の活用状況
	回	数	
令和3年	回	数	283
	受講人数		11,443
令和4年	回	数	356
	受講人数		14,242
令和5年	回	数	435
	受講人数		21,607
令和6年	回	数	459
	受講人数		24,442
令和7年	回	数	439
	受講人数		21,317
令和7年 5月末	回	数	173
	受講人数		9,880
令和8年 5月末	回	数	160
	受講人数		6,903
増減	回	数	-13
	受講人数		-2,977



【高校生に対する自転車教育状況】



【小学生チャリプロの効果測定状況】



【改正道交法啓発チラシ】

5 企業と連携した交通安全啓発

県内企業の社会貢献活動と連携し、身近に触れる商品や交通安全啓発活動を共同で企画しており、県民から関心が得られるよう工夫した交通安全啓発を推進している。



【交通安全啓発どら焼き】



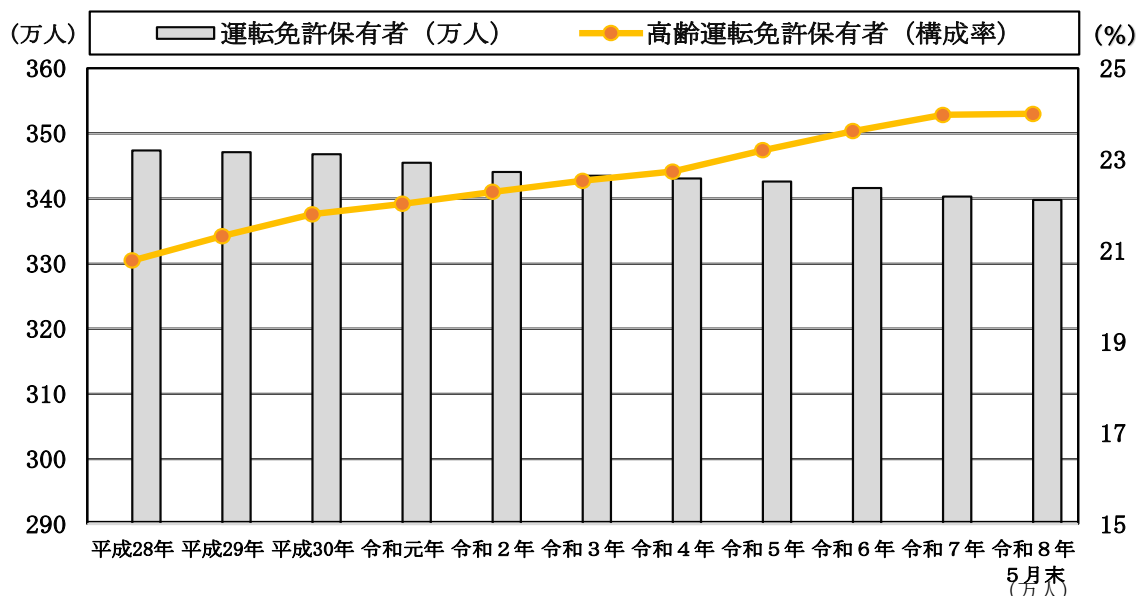
【企業と連携した啓発活動状況】

第3 運転者対策の推進

1 運転免許保有者の状況

令和8年5月末における県内の運転免許保有者は、約339万8千人(全国第7位)で、年々減少傾向にある。

一方、65歳以上の高齢運転免許保有者は約81万7千人で、運転免許保有者の約24%を占めている。



区分	年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年5月末
運転免許保有者		347.4	347.1	346.8	345.5	344.1	343.5	343.1	342.6	341.6	340.3	339.8
高齢運転免許保有者		72.2	74.0	75.6	76.1	76.7	77.4	78.0	79.5	80.7	81.4	81.7
(65歳以上)	構成率 (%)	20.8	21.3	21.8	22.0	22.3	22.5	22.7	23.2	23.6	23.9	24.0
(70歳以上)		38.8	41.9	45.3	48.0	49.7	51.1	52.5	53.9	54.8	55.5	55.8
	構成率 (%)	11.2	12.1	13.1	13.9	14.4	14.9	15.3	15.7	16.0	16.3	16.4
(75歳以上)		19.5	20.6	21.5	22.2	22.6	23.5	25.8	28.5	31.0	32.5	33.2
	構成率 (%)	5.6	5.9	6.2	6.4	6.6	6.8	7.5	8.3	9.1	9.6	9.8

2 運転免許試験の実施状況

令和8年5月末における運転免許試験の受験者数は、延べ約7.0万人、合格率約82.3%で推移している。

【運転免許試験実施状況】

(万人)

区分	年	平28年	平29年	平30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年5月末
受験者数		18.2	17.2	16.4	16.3	16.3	17.8	17.0	16.1	15.5	15.4	7.0
合格者数		14.2	13.7	13.6	13.6	14.0	15.0	14.3	13.4	12.9	12.8	5.7
合格率		78.1%	79.8%	82.6%	83.6%	85.5%	84.4%	84.1%	83.3%	83.3%	83.2%	82.3%

3 外国免許切替審査

(1) 切替審査の実施状況

令和8年5月末における外国免許切替（外免切替）審査の申請件数は、延べ4,364件で、前年同期比で33件減少（-0.75%）している。

【外国免許切替状況】

区分 \ 年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年 5月末
申請件数	4,729	5,345	5,849	7,168	6,575	7,909	7,561	8,807	9,398	10,026	4,364
切替件数	1,100	1,393	1,364	1,800	1,860	2,339	2,302	2,571	2,568	2,272	725

(件)

(2) 切替審査の厳格化

これまで外国人観光客が滞在先のホテル等を住所として運転免許を取得できたことや知識確認が簡単であったこと、また、外免切替により日本の免許を取得した外国人による重大な交通事故が発生したことを背景に、審査手続きの厳格化への世論が高まり、令和7年10月1日以降、住所確認、知識確認及び技能確認を厳格化している。



【書類審査の状況】



【知識確認の状況】



【技能確認の状況】

【外国免許切替審査状況】

	知識確認		技能確認	
	令和7年1月～5月	令和8年1月～5月	令和7年1月～5月	令和8年1月～5月
受験者数 (人)	1,511	1,805	2,416	2,056
通過者数 (人)	1,141	863	548	229
通過率(%)	96.9%	47.8%	22.7%	11.1%

4 運転者教育

道路交通法等に違反する行為をし、累積点数が一定の基準に該当した者や行政処分を受けた者に対しては、その危険性の改善を図る教育として各種講習を実施している。



【講習用運転シミュレータの実施状況】

5 悪質・危険運転者対策

違反を繰り返す運転者や重大な交通事故を起こした運転者に対しては、運転免許の取消し、停止等の行政処分を行い、道路交通の場から排除している。

【行政処分の執行状況】

(件)

年 区分	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和7年 5月末	令和8年 5月末	増減
取消処分	1,622	1,583	1,867	1,552	1,415	617	511	-106
停止処分	11,457	10,605	10,594	9,288	9,323	3,372	3,603	231
合計	13,079	12,188	12,461	10,840	10,738	3,989	4,114	125

6 高齢運転者対策

70歳以上の免許更新時には実車等による高齢者講習を実施するほか、75歳以上には認知機能検査を、一定の違反歴がある者には運転技能検査を義務付けており、記憶力や運転技能等を客観的に判定し、加齢に伴う身体機能の変化を自覚させた上で、個々の特性に応じた安全指導を行っている。



【高齢者講習の実施状況】



【認知機能検査の実施状況】



【運転技能検査の実施状況】

7 運転免許証とマイナンバーカードの一体化（マイナ免許証）の運用状況

令和8年5月11日から全警察署の窓口で、マイナ免許証の作成手続きができるようにし、県民の利便性の向上を図っている。

令和8年5月末現在、マイナ免許証交付者数は33,804人となっており、令和7年の運用開始から令和8年5月末までのマイナ免許証保有者数は90,525人となっている。

【マイナ免許証の作成状況 令和8年5月末】

(人)

保有形態別	運転免許証のみ		マイナ免許証		マイナ免許証のみ		2枚持ち	
		構成率(%)		構成率(%)		構成率(%)		構成率(%)
免許証交付者数	314,491	90.3%	33,804	9.7%	12,441	3.6%	21,363	6.1%

【マイナ免許証の保有状況 令和8年5月末】

(人)

運転免許保有者数	3,398,367人	
マイナ免許証保有者数 ※令和7年3月24日からの累計	90,525人	構成率(%)
		2.7%

第4 快適な交通環境づくりの推進

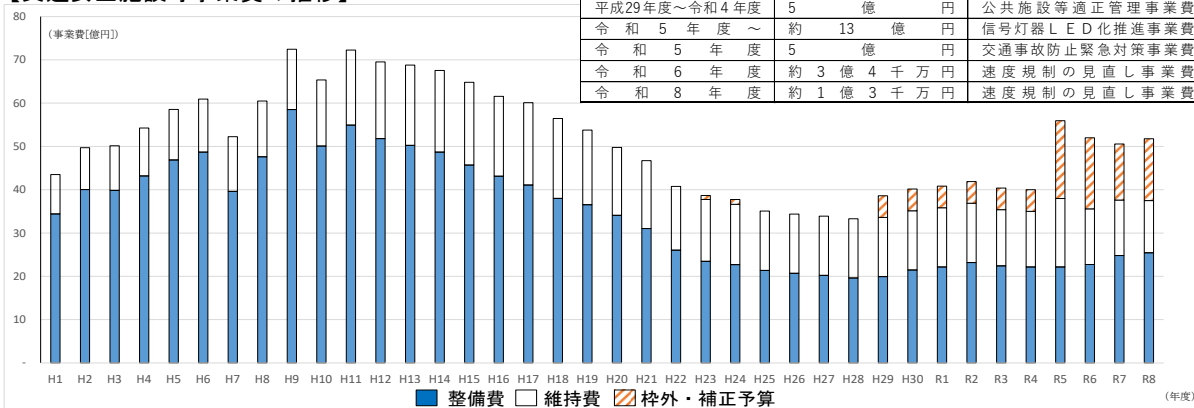
1 持続可能な交通安全施設等の整備

(1) 予算概況

令和8年度の交通安全施設等の事業費は、約52億円である。

本年度における枠外予算は、令和5年度から措置しているLED化事業を更に加速するための「信号灯器LED化推進事業費」約13億円及び改正道路交通法施行令施行に伴う市内全域速度規制見直しのための「速度規制の見直し事業費」約1億3千万円である。

【交通安全施設等事業費の推移】



(2) 交通安全施設等の老朽化

交通安全施設等の老朽化が進行し、大量更新時期を迎えている。

【主な交通安全施設の更新基準超過の状況】

区分	更新基準	現 状 (R 7 年 度 末 現 在)	
		現 数	更 新 基 準 超 過
信号制御機	19年	7,192 基	2,057 基 (28.6%)
信 号 柱	40年	35,331 本	9,574 本 (27.1%)
大型標識柱		10,495 本	878 本 (8.4%)

(3) 交通安全施設等の更新

ア 信号制御機

信号制御機は、更新基準が19年と定められており、毎年の更新基数を平準化する観点から、老朽化したものを年平均で約380基ずつ計画的に更新している。

注 7,192基（信号制御機の現有数）÷19年（更新基準年数）≒約380基/年

イ 信号柱・大型標識柱

信号柱や大型標識柱は、更新基準を40年としているが、立地条件により腐食の進度が異なるため、打音検査、触診検査及び目視検査を実施し、腐食の程度が高い箇所から更新している。

ウ 道路標示

定期的な点検を実施し、摩耗が著しいものから優先的に更新している。



【信号制御機】



【信号柱】



【大型標識柱・道路標示】

(4) 交通安全施設等の整備

ア 信号機

信号機の設置に当たっては、事前に交通量、交通事故の発生状況、交差点の形状を調査・分析するとともに、他の対策により代替が可能か否かを考慮した上で真に必要な性の高い場所を選定している。

また、交通環境の変化により、交通量が減少したり、利用頻度が低下した信号機については、他の対策により代替が可能か否かを考慮した上で、信号機の撤去を検討している。

【信号機の整備状況】

(基)

区分	年度							
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	平均
新設	10	11	10	16	9	10	10	11
撤去	15	23	22	11	15	12	12	16

イ 信号灯器のLED化

令和7年度末における当県のLED化率は70.6%であるが、信号機用の電球を製造するメーカーが令和9年度末で製造を終了することを決定したため電球の製造寿命（約2年）を考慮して、令和11年度までに全ての電球式灯器をLED化することとしている。

ウ 道路標識及び道路標示

交通の安全と円滑を継続的に図っていくため、交通実態に合わせて交通規制の見直しを随時行い、道路標識及び道路標示の設置又は撤去を進めている。

2 主な交通規制の取組

(1) 通学路における安全対策

道路管理者、学校関係者、地域住民等と協働して通学路をはじめとする地域の道路交通環境について点検を実施しその結果に基づき道路管理者等と連携して改善を行っている。



【通学路点検の実施状況】

(2) バリアフリー対応型信号機等の整備の推進

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、高齢者、障害者等に信号表示の状況を知らせる音響信号機や、視覚障害者が横断方向を認識できるよう横断歩道上に突起状の列を配置するエスコートゾーンを整備している。

※ 令和7年度末現在の主なバリアフリー対応型信号機等の整備状況

視覚障害者用付加装置	467か所	音響式歩行者誘導付加装置	98か所
歩車分離式信号機	248か所	エスコートゾーン	47か所



【視覚障害者用付加装置】



【エスコートゾーン】

(3) 生活道路における法定速度の引下げ

ア 概要

令和8年9月1日改正道路交通法施行令が施行され、公安委員会の速度規制が実施されておらず、中央線又は車両通行帯が設けられていない一般道路等の法定速度については、60km/hから30km/hに引き下げられる。



【施行後、法定速度30km/hになる道路】



【施行後も引き続き法定速度60km/hの道路】

イ 広報啓発活動

広報ポスター、リーフレット等の活用をはじめ運転免許更新時講習、安全運転管理者講習での説明や自治体広報紙に掲載を依頼するほか、SNSや県警ホームページも活用しながら、あらゆる機会を通じて県民への周知を行っている。



【リーフレット】

(4) 「ゾーン30」等の設定

生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域(ゾーン)を定めて最高速度30km/hの速度規制を実施する「ゾーン30」を設定している。

また、交通安全の更なる向上を図るため、道路管理者と連携して「ゾーン30」にスムーズ横断歩道等の「物理的デバイス」を効果的に組み合わせる「ゾーン30プラス」の整備を進めている。

※ 令和7年度末現在の整備状況

ゾーン30 県下180か所 (うちゾーン30プラス 3か所)



【ゾーン30】



【ゾーン30プラス】



注1 スムーズ横断歩道とは、車両の運転者に減速と横断歩行者優先の厳守を促す、ハンプと横断歩道を組み合わせた構造物。

注2 「物理的デバイス」とは、スムーズ横断歩道のほか、ハンプ、狭さく、クランク、スラロームをいう。

(5) 自転車通行環境の整備

自動車や歩行者と分離した自転車の安全な走行空間を確保するため、道路管理者と連携し、自転車通行環境の整備を推進している。

種 別	整 備 状 況	距 離 等
自転車道		緑石等で構造的に分離された 自転車等が通行するための車道部分 10路線 13,430m
自転車レーン (普通自転車専用通行帯)		道路標示やカラー舗装で区分 された自転車等の専用通行帯 37路線 43,765m
自転車の通行 すべき部分の指定 (普通自転車通行部分)		道路標識等により自転車等が 通行すべき部分として指定された部分 (歩道上) 22路線 37,480m

【令和7年度末現在の自転車通行環境の整備状況】

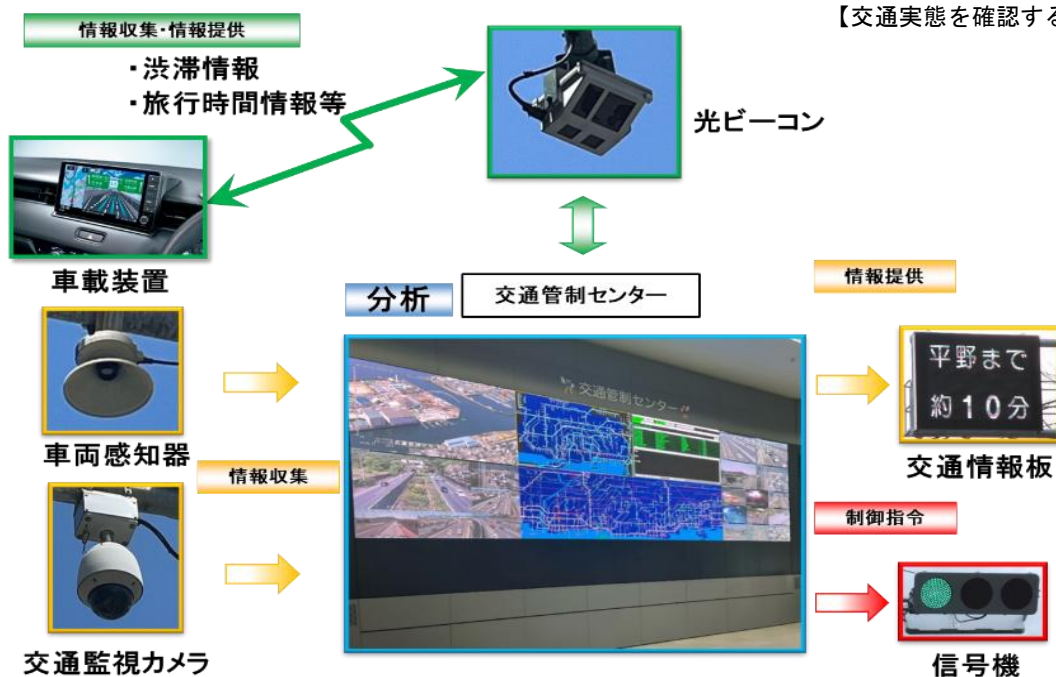
3 交通管制

車両感知器等で収集した交通情報を分析し、交通実態に応じた信号機の制御や交通情報の提供を行うことにより、交通の安全と円滑を図っている。

また、道路環境の変化や大規模イベントで交通流の変化が見込まれる場合及び県民から寄せられる要望や意見を踏まえて、信号機の集中制御化や運用変更、秒数変更を行うことで交通実態に応じた信号制御を行っている。



【交通実態を確認する状況】



【管制センターの概要】

4 大規模災害等に備えた取組

(1) 緊急交通路の事前指定及び広報

大規模災害発生時における被災地域内への緊急自動車等の通行を確保するため、高速道路及び幹線道路を中心に緊急交通路の予定路線を事前に指定し、県警ホームページで公表するなど周知に努めている。

緊急交通路指定予定路線	40路線
○ 高速道路・自動車専用道路	中国道、阪神高速等 24路線
○ 一般道	国道2号、国道43号等 16路線

(2) 大規模災害に対応する交通安全施設の整備

停電に備え、自動的に信号機の電力を発電する装置（自動起動式信号機電源付加装置）や、持ち運び可能な発電機を接続できる装置（信号機電源中継箱）を整備している。

※ 令和7年度末現在の大規模災害に対応する交通安全施設の整備状況

自動起動式信号機電源付加装置 227か所

信号機電源中継箱 898か所



【自動起動式信号機電源付加装置】



【信号機電源中継箱】



第5 効果的な交通指導取締りの推進

1 基本方針

交通事故防止に資する指導取締りを行うため、交通事故実態の分析による取締計画の策定(Plan)、取締計画に沿った活動の実施(Do)、実施結果の検証(Check)、次回計画に検証結果を反映(Act)という一連のPDCAサイクルに基づいた交通指導取締りを実施している。

2 交通指導取締りの重点

(1) 自転車及び電動モビリティに対する指導取締り

ア 自転車利用者に対する指導取締り

地域住民の要望等を踏まえた「自転車指導啓発重点地区・路線」を中心に、悪質・危険な自転車利用者に対する指導取締りを実施している。



【自転車利用者に対する指導取締状況】
(件)

【自転車利用者に対する取締状況】

年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年1月	令和8年2月	令和8年3月	令和8年4月	令和8年5月
検挙 (青切符以外)	6,210	4,643	4,994	4,250	5,006	525	456	350	65	14
告知(青切符)									79	51
指導警告	4,129	7,279	18,563	9,225	13,620	1,373	1,482	915	2,051	2,508

※ 青切符とは、交通反則切符のことをいう。

イ 電動モビリティ利用者に対する指導取締り

特定小型原動機付自転車などの電動モビリティの普及に伴い、飲酒運転、信号無視等の悪質・危険な違反のほか、通行区分違反などの歩行者に危険を及ぼすおそれの高い違反に重点を置いた指導取締りを実施している。

【特定小型原動機付自転車・ペダル付き電動バイクに対する取締状況】 (件)

年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和7年 5月末	令和8年 5月末	増減
検挙								
特定小型 原動機付自転車			1	9	68	12	51	39
ペダル付き 電動バイク	1	1	1	28	98	39	33	-6



【電動モビリティ利用者に対する指導取締状況】

(2) 横断歩行者に関連する指導取締り

横断歩行者の安全を確保するため、横断歩行者妨害違反の指導取締りを実施するとともに、歩行者の違反行為に対しては、歩行者指導警告書を活用した、指導警告活動を推進している。

【横断歩行者妨害違反の取締状況】 (件)

年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和7年 5月末	令和8年 5月末	増減
件数								
検挙	19,470	22,510	20,771	19,363	19,569	7,625	9,450	1,825

【歩行者指導警告状況】 (件)

年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和7年 5月末	令和8年 5月末	増減
件数								
指導警告	3,733	6,015	5,074	3,366	1,969	698	370	-328



【横断歩行者妨害の指導取締状況】

(3) 飲酒運転の指導取締り

飲酒運転の根絶に向け、飲酒運転に関する違反や事故の発生実態の分析に基づく指導取締りを実施するとともに、同乗罪を始めとする飲酒運転を助長する「周辺者三罪」に対する捜査を推進している。

【飲酒運転の取締状況】

(件)

年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和7年 5月末	令和8年 5月末	増減
件数								
検 挙	729	815	889	684	756	353	312	-41



【飲酒運転の指導取締状況】

(4) 最高速度違反の指導取締り

交通事故実態を踏まえた速度取締指針を策定・公表し、各種速度取締り機器を活用した最高速度違反の指導取締りを実施している。

【最高速度違反の取締状況】

(件)

年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和7年 5月末	令和8年 5月末	増減
件数								
検 挙	67,012	50,936	46,991	44,699	44,168	18,231	16,020	-2,211



【定置式レーダーによる速度取締状況】

3 通学路及び生活道路における指導取締り

通学路及び生活道路における児童等の安全を確保するため、交差点関連違反や通行禁止違反の指導取締り、可搬式速度違反自動取締装置を活用した速度取締りなどを実施している。

【可搬式速度違反自動取締装置の運用状況】

(回)

回数	年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和7年 5月末	令和8年 5月末	増減
運用回数	合計	465	559	533	314	349	111	133	22
	通学路 生活道路	237	218	233	108	111	48	51	3
	その他	228	341	300	206	238	63	82	19



【通学路における指導取締状況】

4 違法駐車対策

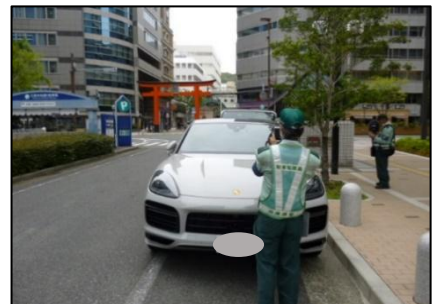
違法駐車の実態や地域住民の意見・要望等を踏まえた「駐車監視員活動ガイドライン」を策定・公表し、駐車監視員による巡回活動や警察官による悪質性・危険性・迷惑性の高い違反に重点を置いた指導取締りを実施している。

当該ガイドラインについては、警察署管内における駐車実態を反映したものとなるよう定期的に見直しを行っている。

【違法駐車の見察状況及び確認標章の取付状況】

(件)

年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和7年 5月末	令和8年 5月末	増減
件数								
検 挙	12,174	10,531	9,907	9,764	8,777	4,045	3,528	-517
取 付	60,014	54,108	51,684	51,664	47,336	20,159	19,092	-1,067
監 視 員	46,424	41,633	40,805	40,202	36,920	16,082	14,843	-1,239
警 察 官	13,590	12,475	10,879	11,462	10,416	4,077	4,249	172



【駐車監視員の活動状況】

5 暴走族及び不正改造車両に対する取締り

(1) 暴走族に対する取締り

県下の暴走族は、令和8年5月末で19グループ117人を把握しており、暴走族のグループ数や人員は減少傾向にあるものの、いまだ散発的な暴走行為が行われている。

近年は、少人数で自動二輪車等数台による短距離又は短時間のゲリラ的な暴走が主流であり、令和8年5月末では、共同危険行為等の禁止違反で16人を検挙している。

【共同危険行為等の禁止違反の検挙状況】

区分\年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和7年 5月末	令和8年 5月末	増減
検挙件数(件)	5	4	2	3	3	1	0	-1
検挙人員(人)	48	36	19	17	15	3	16	13
逮捕人員(人)	39	25	14	12	15	3	15	12



【集団暴走の状況】

(2) 不正改造車両に対する騒音対策

騒音関連の110番通報は、平成13年の14,870件をピークに年々減少していたが、令和5年から増加に転じ、令和8年5月末は2,244件で、前年同期比で81件増加している。

不正改造車両による騒音対策の一環として、本部交通部員や警察署員からなる特別合同取締部隊を編成し、神戸・阪神地区における取締りを強化している。

【騒音関連の110番受理状況】

(件)

項目\年別	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和7年 5月末	令和8年 5月末
110番件数	2,319	2,151	2,899	4,957	5,417	2,163	2,244
前年対比	2	-168	748	2058	460	354	81



【不正改造車両の取締状況】

6 いわゆる「白タク行為」に対する取締り

令和7年4月より国際チャーター便が就航した神戸空港や国際旅客船が入港する神戸港周辺において、訪日外国人観光客を対象に、白タク行為の根絶を目的としたキャンペーンを実施するなど、啓発活動や取締りを推進している。



【白タク行為の取締状況】

第6 交通事故事件の捜査

1 適正かつ緻密な交通事故事件捜査

交通事故事件の発生を認知したときは、現場に臨場して、路面痕跡や散乱した遺留品の採証、目撃者の確保等客観的証拠の収集を目的とした初動捜査を徹底するとともに、特に重大、悪質な交通事故事件については、交通鑑識係等が現場臨場し、事故原因の究明を図っている。



【交通鑑識活動状況】

2 ひき逃げ事件の捜査

ひき逃げ事件の発生を認知したときは、組織的かつ重点的に初動捜査を行い、防犯カメラやドライブレコーダーの映像収集、現場を中心とした聞き込み捜査等を徹底し、被疑者の早期検挙を図っている。

【ひき逃げ事件の発生及び検挙状況】

(件)

年別	死 亡			重 傷			軽 傷			計		
	発生	検挙	検挙率	発生	検挙	検挙率	発生	検挙	検挙率	発生	検挙	検挙率
令和3年	3	2	66.7%	55	54	98.2%	372	288	77.4%	430	344	80.0%
令和4年	5	6	120.0%	34	33	97.1%	304	251	82.6%	343	290	84.5%
令和5年	3	3	100.0%	38	38	100.0%	313	246	78.6%	354	287	81.1%
令和6年	3	3	100.0%	37	33	89.2%	298	240	80.5%	338	276	81.7%
令和7年	3	3	100.0%	27	31	114.8%	278	214	77.0%	308	248	80.5%
令和7年5月末	1	1	100.0%	10	6	60.0%	105	91	86.7%	116	98	84.5%
令和8年5月末	5	4	80.0%	11	7	63.6%	108	94	87.0%	124	105	84.7%
増 減	4	3	-20.0%	1	1	3.6%	3	3	0.3%	8	7	0.2%

3 危険運転致死傷罪の捜査

飲酒運転、赤色信号無視等の悪質・危険な運転行為を伴う交通事故が発生した場合は、より罰則の重い危険運転致死傷罪の適用を見据えた捜査を積極的に推進している。

【危険運転致死傷罪の検挙状況】

(件)

年	類型別	危険運転致死傷罪 2条							危険運転致死傷罪 3条			合計
		酒影響	薬物影響	高速運転	無技能	妨害目的	殊更無視	通行禁止	酒影響	薬物影響	病気影響	
令和3年		3	2	2	0	3	5	1(1)	3	1	2	22(1)
令和4年		7(1)	0	0	0	2	10(1)	0	4	1	7(1)	31(3)
令和5年		7	0	0	0	0	6	0	6	2	3	24(0)
令和6年		1	1	0	0	2	7	2	8	3	7(1)	31(1)
令和7年		8	1	1	0	0	10(2)	0	8(1)	0	8	36(3)
令和7年5月末		3	0	0	0	0	4(1)	0	0	0	2	9(1)
令和8年5月末		3	0	0	0	2	5(1)	0	5(1)	0	2	17(2)
増 減		0	0	0	0	2	1	0	5	0	0	8(1)

注 ()は致死の件数を表す。

4 適切な被害者支援の推進

ひき逃げ事件、死亡又は全治3か月以上の被害が生じた交通事故事件、危険運転致死傷罪の適用が見込まれる事件等の被害者等に対して、「交通事故被害者の手引き」を交付し、交通事故事件等に関する情報を可能な限り提供するよう努めているほか、その要望や心情に配慮した支援活動を推進している。



【交通事故被害者の手引き】

第7 交通部執行隊の活動

1 交通機動隊の活動

白バイやパトカーの機動力を活かし、主要幹線道路を中心とした交通指導取締りや各種事件事故発生時の初動対応等を主な任務とするほか、皇族や国賓等の要人警護、マラソン先導、大規模災害発生時における被災箇所の情報収集、緊急交通路の確保等の任務を担っている。

なお、白バイ乗務員の運転技能を向上させ、道路交通の安全の維持に資することを目的として開催される全国白バイ安全運転競技大会において、本県交通機動隊は、一昨年度の団体優勝に続き、昨年度は団体準優勝および女性の部において種目別競技優勝という好成績を収めている。



【姫路城マラソンにおける先導状況】



【能登半島地震における活動状況】

2 高速道路交通警察隊の活動

全国第2位となる総延長717.4kmの高速道路等を管轄しており、交通事故抑止のため、パトカーによる交通指導取締りや飲酒検問、シートベルト検問、サービスエリア・パーキングエリアにおける道路管理者と連携した交通安全広報啓発活動を行うとともに、交通事故発生時には、迅速な現場臨場と的確な捜査を行うほか、二次事故の防止及び円滑な道路交通の早期回復を図っている。

また、運転訓練、規制訓練を実施し運転技術の向上及び隊員相互の連携を強化し、受傷事故の絶無を図るとともに、重大事故に直結する逆走・立入事案に安全、迅速、的確に対応するため、道路管理者との合同訓練を実施し、対応能力の向上を図っている。



【隊員による訓練実施状況】



【シートベルト検問の実施状況】